

職員の給与に関する報告

人事委員会勧告制度は、地方公務員法に基づく労働基本権制約の代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための機能を有するものであり、住民に対する説明責任を果たし、理解を得るためにも、その役割は重要である。

本委員会は、こうした認識の下、従来より、職員の給与水準を国及び他の地方公共団体の職員並びに民間従業員の給与との均衡等を考慮して定めることを基本に勧告を行っており、適正な給与の確保に努めてきた。

本年についても、職員の給与の実態を把握するとともに、民間給与、物価、生計費等職員の給与決定に関連のある諸般の状況について調査研究を行ってきたので、その状況及び成果について報告する。

1 職員給与の状況

本委員会は、「令和 2 年北海道職員給与等実態調査」を実施し、本年 4 月時点の職員の給与の支給状況等について調査を行った。その調査結果によると、図表 1 に示すとおり、同月における平均給与月額は、教員、警察官、医師等を含めた職員全体 58,639 人では 399,368 円となり、民間給与との比較を行っている一般行政職の職員 14,549 人では 367,802 円となっている。

図表 1 職員数、平均給与月額及び平均年齢

| | | 職員数 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|-------|----|----------|-----------|--------|
| 全職員 | | 58,639 人 | 399,368 円 | 42.1 歳 |
| | 昨年 | 59,331 人 | 398,396 円 | 42.2 歳 |
| 一般行政職 | | 14,549 人 | 367,802 円 | 41.8 歳 |
| | 昨年 | 14,750 人 | 370,231 円 | 42.4 歳 |

(参考資料 1 職員給与関係 第 1 表及び第 2 表 参照)

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の道内の民間事業所約1,500のうちから、層化無作為抽出法^{※1}によって抽出した395事業所を対象に、人事院、札幌市人事委員会等と共同して「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給（ボーナス）の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、86.6%^{※2}と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の実態を反映したものとなっている。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。この調査では、公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査している。

※1 民間給与の調査に当たっては、約1,500すべての事業所を調べることが最も望ましいが、時間や費用に制約があるため調査可能数には限界がある。このため、一部の事業所を無作為に抽出して調査を行っている。

- ① 調査対象とする事業所の企業規模や産業に偏りが生じないよう事業所を企業規模等ごとにグループ分け（34層に層化）する。
- ② 各グループの全事業所の従業員数と調査対象事業所の従業員数の比率が、全てのグループにおいて概ね等しくなるように事業所を抽出する。

※2 企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模（50人）を下回っていたことにより、調査対象外であることが判明した事業所を除いて算出している（参考資料 2 民間給与等関係 第1表（注）2 参照）。

(2) 給与改定の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における給与改定の状況は、一般の従業員のうち係員^{※1}で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は30.6%（昨年32.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同0.2%）となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は、82.9%（昨年90.3%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は、24.1%（同19.4%）、減額となっている事業所の割合は、5.3%（同1.8%）となっている。

（参考資料 2 民間給与等関係 第2表及び第3表 参照）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給

本委員会は、民間事業所における特別給の年間支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の支給割合は、図表2に示すとおり、所定内給与^{※2}の月額額の4.44月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.50月分）がこれを0.06月分上回っている。

図表2 民間事業所における特別給の支給状況

| | 特別給の支給額 | 平均所定内給与月額 | 特別給の支給割合 |
|--------|-----------|-----------|----------|
| 下半期 | 793,395 円 | 347,924 円 | 2.28 月分 |
| 上半期 | 748,999 円 | 346,437 円 | 2.16 月分 |
| 年間支給割合 | | | 4.44 月分 |

※1 課長、係長等の下で業務を行う従業員であって、役職のない事務員・技術者をいう。

※2 あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与（暖房用燃料費のほか寒冷地における各種の生活費用の増加分の補填を考慮した手当を含む。）のうち時間外手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当等の実績に応じて支給されるもの以外のものをいう。

(2) 月例給

本委員会は、「北海道職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般行政職^{※1}、民間においては公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢などを同じくすると認められる者同士の毎年4月分の給与額（公務にあつては比較給与^{※2}の月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較を行ってきている（ラスパイレス方式）。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について公民比較を算出することとする。

4 物価・生計費

本年4月の「消費者物価指数」（総務省統計局公表）は、昨年4月に比べ、全道では0.1%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省統計局公表）を基礎に算定した本年4月における全道の標準生計費は、2人世帯で143,940円、3人世帯で163,940円、4人世帯で183,930円となっている。

（参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標関係 第1表及び第3表 参照）

5 国家公務員の給与に関する人事院勧告等

人事院は、本年10月7日、一般職の職員の給与に関する報告及び給与の改定に関する勧告を行った。

これらの報告及び勧告の概要は、別紙のとおりである。

※1 公民比較を行う際の一般行政職には、当該年度の新規学卒の採用者、道外勤務者、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員は含まない。

※2 給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当・へき地手当（準ずる手当含む）及び寒冷地手当をいう。

6 給与改定

職員給与の実態並びに給与決定の諸条件である道内の民間給与の実態及び国家公務員の給与に関する人事院勧告等については、以上に報告したとおりであり、本委員会としての給与改定の判断は、次のとおりである。

(1) 特別給

ア 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.06月分上回っている。

本委員会としては、民間事業所の特別給の状況や国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容等を勘案した結果、期末手当・勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とすることが適当であると判断する。支給月数の引下げ分は、人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げる。

イ 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施する必要がある。ただし、令和3年度以降の改定は、令和3年4月1日から実施する必要がある。

(2) 月例給

前記3(2)の方法により算出した公民較差等に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

7 おわりに

これまで述べてきたとおり、本年は、期末手当・勤勉手当の引下げを行うこととした。これは、民間給与の状況や国家公務員等の給与の状況など、地方公務員法に定める給与決定に関する諸事情を総合的に勘案したものである。

近年、行政需要が複雑化、増大する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、職員は熱意を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、職員は、行政サービスを安定的に提供し、道民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

給与勧告の仕組みを通じて、職員に適正な給与を支給することは、その努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、道行政の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義及び役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与改定に関する勧告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告する。

1 給与改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 2 年 12 月期

- ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）
期末手当の支給割合を1.25月分とすること。
- イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
期末手当の支給割合を1.05月分とすること。
- ウ 任期付研究員及び特定任期付職員
期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和 3 年 6 月期以降

- ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。
- イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。
- ウ 任期付研究員及び特定任期付職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。
ただし、1(2)については、令和 3 年 4 月 1 日から実施すること。